**平成２６年（フ）第６２号**
岩手県紫波郡紫波町佐比内字舘前73番地３
債務者　佐々木　守
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第６５号**
神奈川県伊勢原市上粕屋1206番地　山王ハイツＡ―205号
債務者　福田　匡宏
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第８３号**
神奈川県愛甲郡愛川町三増783番地の１　三増住宅２－９
債務者　曾根田　勝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第３５号**
香川県高松市番町４丁目７番23号　真鍋ハイツ503号
債務者　藤崎　真人
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２０号**
長崎県東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷631番地３
債務者　尾﨑　　敦
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
長崎県大村市原口町593番地12　中山独身寮中山アパート、前住所長崎県大村市原口町1148番地６　株式会社中央警備保障内
債務者　久保　勝幸
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
長崎県長崎市江里町13番17号　プライムマンション江里205、旧住所長崎県長崎市江里町13番17号　プライムマンション江里201
債務者　松永真理子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３５号**
長崎県長崎市三原１丁目17番32号、旧住所東京都八王子市東浅川町540番地７　コーポ秋間102号
債務者　松尾好努枝（旧姓橋野）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
長崎県長崎市江川町318番地１
債務者　下田　道枝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
鹿児島県指宿市十二町2086番地４コーポみよしＡ
債務者　新小田拓也
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２６年（フ）第１２号**
北海道苫小牧市明徳町１丁目１番２号
債務者　喜多美奈代（旧姓杉）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２６年（フ）第９３号**
仙台市青葉区八幡２丁目16番12号　マリソル八幡102
債務者　岡　　悦子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第６０号**
茨城県常陸大宮市田子内町3030番地の１
債務者　山中万里子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第６５号**
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅12棟４－５号
債務者　若林　一博
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１３号**
茨城県石岡市府中４丁目５番45号浅倉住宅Ｂ、前住所茨城県石岡市石岡14029番地８
債務者　国安　宏美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１４号**
千葉県茂原市鷲巣706番地１ロイヤルコート鷲巣弐番館103号
債務者　松本　大樹
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第４２号**
新潟市北区白新町２丁目12番21号
債務者　鈴木　利信
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部